

第98号（令和4年4月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市マイナンバーカード特設センター規則の一部を改正する規則【市民局窓口サービス課】 5

【告示】

- △ 固定資産税に係る固定資産の価格等の登録【財政局固定資産税課】 6
- △ 「大都市比較統計年表」売払代金収納事務の委託【政策局統計情報課】 7
- △ 「調査季報」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】 8
- △ 「横浜市民意識調査」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】 9
- △ 「横浜市民生活白書2019」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】 10
- △ 「横浜市史Ⅱ」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 11
- △ 「横浜市史資料所在目録－近・現代－」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 12
- △ 「横浜市史資料室紀要」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 13
- △ 「市史研究よこはま」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 14
- △ 「報告書「横浜の文化人と戦後復興」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 15
- △ 「報告書「ヨコハマの台所～高度経済成長期の横浜中央卸売市場～」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 16
- △ 「報告書「占領軍のいた街」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 17
- △ 「報告書「震災復興と大横浜の時代」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 18
- △ 「報告書「昭和40年代の横浜市広報ポスター」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 19
- △ 「報告書「横浜の戦争－市民と兵士の記録」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 20
- △ 「報告書「豊かな海と暮らし－金沢区柴の漁業史」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 21
- △ 「報告書「横浜の昭和を生きた人びと」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 22
- △ 「報告書「YOKOHAMA1968・1989－戦後の転換点－」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 23
- △ 「横浜市史資料室報告書」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】 24
- △ 指定納付受託者の指定【財政局財源課】 25
- △ 「令和4年度予算案について」売払代金収納事務の委託【財政局財政課】 26
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 27
- △ 出資法人等の名称【市民局市民情報課】 28
- △ 計量法第19条の規定に基づく定期検査手数料収納事務の委託【経済局消費経済課】 29
- △ 「横浜版接続期カリキュラム 平成29年度版 育ちと学びをつなぐ」売払代金収納事務の委託【こども青少年局保育・教育支援課】 30

△ 「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第6集」売払代金収納事務の委託【こども青少年局保育・教育支援課】	31
△ 「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第7集」売払代金収納事務の委託【こども青少年局保育・教育支援課】	32
△ 「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第8集」売払代金収納事務の委託【こども青少年局保育・教育支援課】	33
△ 「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」売払代金収納事務の委託【健康福祉局福祉保健課】	34
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	35
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	36
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	38
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】	39
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局こころの健康相談センター】	40
△ 「第8期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」売払代金収納事務の委託【健康福祉局高齢健康福祉課】	41
△ 「横浜市高齢者実態調査報告書」売払代金収納事務の委託【健康福祉局高齢健康福祉課】	42
△ 旅館業法施行条例第2条第1項第7号に基づく施設の指定の一部改正【健康福祉局生活衛生課】	43
△ 「横浜市水と緑の基本計画」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	60
△ 「公園とみどり 横浜の150年」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	61
△ 「横浜市森づくりガイドライン」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	62
△ 「横浜市環境科学研究所報第33号」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	63
△ 「川と海の生き物シリーズ6 横浜の海岸の生きものたち」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	64
△ 「川と海の生き物シリーズ7 よこはまの水辺の植物たち」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	65
△ 「川と海の生き物シリーズ8 生きもので調べよう よこはまの川」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	66
△ 「川と海の生き物シリーズ9 よこはま谷戸の水辺の生きものたち」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	67
△ 「横浜の川と海の生物（第10報・海域編）」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	68
△ 「横浜の川と海の生物（第11報・河川編）」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	69
△ 「酸性雨に関する調査研究報告書（Ⅱ）」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	70
△ 「横浜の源流域環境」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	71
△ 「横浜市公園緑地配置図 25,000分の1」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	72
△ 「横浜市公共下水道計画図」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	73
△ 「横浜の都市農業 マップ&データ（横浜市農業施策現況図）」売払代金収納事務の委託【	74

環境創造局経理経営課】

△	土地改良区の定款変更の認可【環境創造局農政推進課】	75
△	一般廃棄物（動物死体）処理手数料の収納事務の委託【資源循環局業務課】	76
△	粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託【資源循環局業務課】	77
△	横浜国際港都建設計画地区計画の変更【建築局都市計画課】	78
△	横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更【建築局都市計画課】	79
△	横浜国際港都建設計画土地区画整理事業の変更【建築局都市計画課】	80
△	地図・航空写真等売払代金収納事務の委託【建築局都市計画課】	81
△	横浜市営住宅使用料、横浜市営住宅駐車場使用料及び延滞金の収納事務の委託【建築局市営住宅課】	82
△	「横浜市市街地開発事業施行地区位置図」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	84
△	「住民合意形成ガイドライン（第2版）」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	85
△	「横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	86
△	「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	87
△	「横浜都市デザインビジョン」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	88
△	放置自転車等保管手数料の収納事務の委託【道路局交通安全・自転車政策課】	89
△	「横浜国際港都建設計画街路網図」売払代金収納事務の委託【道路局企画課】	90
△	「河川計画図」売払代金収納事務の委託【道路局河川企画課】	91
△	「横浜市河川図」売払代金収納事務の委託【道路局河川管理課】	92
△	赤レンガパーク駐車場使用料の収納事務の委託【港湾局賑わい振興課】	93
△	赤レンガパーク等使用料の徴収事務の委託【港湾局賑わい振興課】	94
△	港湾施設使用料の徴収事務の委託【港湾局客船事業推進課】	95
△	「横浜金沢魅力帳」売払代金収納事務の委託【金沢区地域振興課】	96
△	「いたち川散策マップ」売払代金収納事務の委託【栄区区政推進課】	97
△	「栄の歴史」売払代金収納事務の委託【栄区地域振興課】	98
△	「栄区郷土史ハンドブック」売払代金収納事務の委託【栄区地域振興課】	99
△	「栄区歴史散策マップ」売払代金収納事務の委託【栄区地域振興課】	100
△	横浜市国際学生会館使用料徴収事務の委託【教育委員会事務局小中学校企画課】	101
△	「包括外部監査報告書」売払代金収納事務の委託【監査事務局監査管理課】	102
【公告】		
△	災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定【総務局地域防災課】	103
△	同【総務局地域防災課】	104
△	災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定の取消し【総務局地域防災課】	105
△	同【総務局地域防災課】	106
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	107
△	配慮市長意見見解書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	109
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	110
△	同【環境創造局水・土壤環境課】	111
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壤環境課】	112
△	廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】	113
△	建築協定の認可【建築局建築企画課】	114
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	115

△	同	【建築局調整区域課】	116
△	同	【建築局調整区域課】	117
△	同	【建築局調整区域課】	118
△	同	【建築局調整区域課】	119
△	同	【建築局調整区域課】	120
△	同	【建築局調整区域課】	121
△	同	【建築局調整区域課】	122
△	同	【建築局調整区域課】	123
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】		124
△	同	【建築局調整区域課】	125
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】		126
△	同	【建築局建築指導課】	127
△	同	【建築局建築指導課】	128
△	同	【建築局建築指導課】	129
【区公告】			
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【瀬谷区総務課】		130
【消防局】			
△	横浜市民防災センターにおける空地活用に関する一般競争入札の施行【総務課】		131
【水道局】			
△	横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程【総務課】		134
【医療局病院経営本部】			
△	横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程【人事課】		138
△	横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程【人事課】		141
【教育委員会】			
△	職員の懲戒処分【教職員人事課】		146
△	同	【南部学校教育事務所教育総務課】	147
△	同	【南部学校教育事務所教育総務課】	148
△	同	【北部学校教育事務所教育総務課】	149
【市会】			
△	令和4年第1回市会定例会会議事項（第1日）【議事課】		150
△	令和4年第1回市会定例会会議事項（第2日）【議事課】		151
△	令和4年第1回市会定例会会議事項（第3日）【議事課】		154
△	令和4年第1回市会定例会会議事項（第4日）【議事課】		156
△	令和4年第1回市会定例会会議事項（第5日）【議事課】		158

規 則

横浜市マイナンバーカード特設センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第42号

横浜市マイナンバーカード特設センター規則の一部を改正する規則

横浜市マイナンバーカード特設センター規則（令和3年4月横浜市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第6号中「100,000円」を「200,000円」に改める。

別表横浜市マイナンバーカード特設センター上大岡窓口の項の次に次のように加える。

横浜市マイナンバーカード特設センター二俣川窓口	横浜市旭区
-------------------------	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年5月13日から施行する。ただし、第7条第1項第6号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

告 示

横 浜 市 告 示 第 172 号 (令 和 4 年 4 月 1 日 掲 示 済)
固 定 資 産 税 に 係 る 固 定 資 産 の 価 格 等 の 登 録
令 和 4 年 度 の 固 定 資 産 の 価 格 等 を 固 定 資 産 課 税 台 帳 に 登 録 し た 。
令 和 4 年 4 月 1 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 173 号

「大都市比較統計年表」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「大都市比較統計年表」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横 浜 市 告 示 第 174 号

「調査季報」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「調査季報」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 175 号

「横浜市民意識調査」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市民意識調査」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 176 号

「横浜市民生活白書 2019」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定
 により、「横浜市民生活白書 2019」売払代金の収納事務を次のとおり
 委託した。

令和 4 年 4 月 5 日

横浜市長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 4 年 4 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 177 号

「横浜市史Ⅱ」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市史Ⅱ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 178 号

「横浜市史資料所在目録－近・現代－」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市史資料所在目録－近・現代－」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 179 号

「横浜市史資料室紀要」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市史資料室紀要」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 180 号

「市史研究よこはま」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「市史研究よこはま」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 181 号

「報告書「横浜の文化人と戦後復興」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「報告書「横浜の文化人と戦後復興」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横 浜 市 告 示 第 182 号

「報告書「ヨコハマの台所～高度経済成長期の横浜市中
央卸売市場～」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「報告書「ヨコハマの台所～高度経済成長期の横浜市中
央卸売市場～」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 183 号

「報告書「占領軍のいた街」」売払代金収納事務の委託
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「報告書「占領軍のいた街」」売払代金の収納事務を次の
とおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 184 号

「報告書「震災復興と大横浜の時代」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「報告書「震災復興と大横浜の時代」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 185 号

「報告書「昭和40年代の横浜市広報ポスター」」売払代
金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「報告書「昭和40年代の横浜市広報ポスター」」売払代金
の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 186 号

「報告書「横浜の戦争－市民と兵士の記録」」売払代金
 収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「報告書「横浜の戦争－市民と兵士の記録」」売払代金の
 収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 187 号

「報告書「豊かな海と暮らし－金沢区柴の漁業史」」売
払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「報告書「豊かな海と暮らし－金沢区柴の漁業史」」売払
代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 188 号

「報告書「横浜の昭和を生きた人びと」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「報告書「横浜の昭和を生きた人びと」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 189 号

「報告書「YOKOHAMA1968・1989－戦後の転換点－」」売払代
金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「報告書「YOKOHAMA1968・1989－戦後の転換点－」」売払代金
の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 190 号

「横浜市史資料室報告書」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「横浜市史資料室報告書」売払代金の収納事務を次のとお
 り委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 191 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の主たる事務所の所在地	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
スルガカード株式会社	東京都中央区日本橋室町1丁目7番1号	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 192 号

「令和4年度予算案について」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「令和4年度予算案について」売払代金の収納事務を次の
 とおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横 浜 市 告 示 第 193 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の
3 第 1 項 に 規 定 す る 控 除 対 象 寄 附 金 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

次 の 法 人 の 主 た る 目 的 で あ る 業 務 に 関 連 す る 寄 附 金 （ 横 浜 市 の 区
域 外 に 施 設 を 建 設 す る た め の 費 用 等 に 充 て る こ と を 目 的 と す る も の
を 除 く 。 ）

指 定 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 4 年 3 月 25 日	公 益 財 団 法 人 神 奈 川 芸 術 文 化 財 団	中 区 山 下 町 3 番 地 の 1	令 和 4 年 1 月 1 日

横 浜 市 告 示 第 194 号

出 資 法 人 等 の 名 称

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 (平 成 12 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 1 号) 第 32 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 情 報 公 開 を 行 う 出 資 法 人 等 は 、 次 の と お り で あ る 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 公 益 財 団 法 人 横 浜 市 男 女 共 同 参 画 推 進 協 会
- 公 益 財 団 法 人 横 浜 市 国 際 交 流 協 会
- 公 益 財 団 法 人 横 浜 市 ス ポ ー ツ 協 会
- 公 益 財 団 法 人 横 浜 市 芸 術 文 化 振 興 財 団
- 公 益 財 団 法 人 横 浜 観 光 コ ン ベ ン シ ョ ン ・ ビ ュ ー ロ ー
- 公 益 財 団 法 人 木 原 記 念 横 浜 生 命 科 学 振 興 財 団
- 公 益 財 団 法 人 横 浜 企 業 経 営 支 援 財 団
- 公 益 財 団 法 人 横 浜 市 消 費 者 協 会
- 公 益 財 団 法 人 横 浜 市 シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー
- 公 益 財 団 法 人 よ こ は ま ュ ー ス
- 社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会
- 公 益 財 団 法 人 横 浜 市 寿 町 健 康 福 祉 交 流 協 会
- 社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 事 業 団
- 公 益 財 団 法 人 横 浜 市 総 合 保 健 医 療 財 団
- 公 益 財 団 法 人 横 浜 市 資 源 循 環 公 社
- 横 浜 市 住 宅 供 給 公 社
- 公 益 財 団 法 人 横 浜 市 建 築 助 成 公 社
- 公 益 財 団 法 人 横 浜 市 建 築 保 全 公 社
- 横 浜 シ テ ィ ・ エ ア ・ タ ー ミ ナ ル 株 式 会 社
- 横 浜 高 速 鉄 道 株 式 会 社
- 株 式 会 社 横 浜 シ ー サ イ ド ラ イ ン
- 一 般 財 団 法 人 横 浜 市 道 路 建 設 事 業 団
- 横 浜 港 埠 頭 株 式 会 社
- 横 浜 ベ イ サ イ ド マ リ ー ナ 株 式 会 社
- 公 益 財 団 法 人 帆 船 日 本 丸 記 念 財 団
- 横 浜 ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社
- 横 浜 交 通 開 発 株 式 会 社
- 公 益 財 団 法 人 横 浜 市 ふ る さ と 歴 史 財 団
- 公 益 財 団 法 人 よ こ は ま 学 校 食 育 財 団

横浜市告示第 195 号

計量法第 19 条の規定に基づく定期検査手数料収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づく定期検査手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 5 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市消費者協会 理事長 阿南久	港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 196 号

「横浜版接続期カリキュラム 平成29年度版 育ちと学
びをつなぐ」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「横浜版接続期カリキュラム 平成29年度版 育ちと学
びをつなぐ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 197 号

「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第6集」売
 払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第6集」売払
 代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 198 号

「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第7集」売
払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第7集」売払
代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 199 号

「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第8集」売
払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第8集」売払
代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 200 号

「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」売
払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」売払
代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第201号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和4年3月1日	合同会社こころ	こころ訪問介護サービス	神奈川区三ツ沢南町20番30号	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ片倉町	神奈川区三枚町103番地の3	居宅介護
同	株式会社M&H	就労移行支援事業所ライフエール横浜	神奈川区鶴屋町3丁目35番地の8	就労移行支援
同	合同会社Unafelicidad	ケアステーションウナ	中区扇町4丁目11番地の8	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
同	NPO法人ダンボの会	グループホームダンボ	保土ヶ谷区仏向町607番地の1	共同生活援助
同	合同会社ゆい・ゆい	ケアスティゆい・ゆい金沢	金沢区大道一丁目11番16号	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
同	合同会社ともみん	合同会社ともみん	港北区大豆戸町411番地	重度訪問介護
同	一般社団法人AOH	久右衛門邸	戸塚区名瀬町2,026番地	就労継続支援B型
同	合同会社杉本ケア	合同会社杉本ケア	旭区鶴ヶ峰一丁目15番地の2	行動援護
同	Nアシスト合同会社	にこにこ訪問介護	緑区霧が丘三丁目2番地の16	居宅介護、同行援護

横浜市告示第202号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和4年2月28日	有限会社トミーワールド	介護支援センタートミーケアーズ	中区常盤町3丁目24番地	居宅介護、重度訪問介護
令和4年2月28日	あいばなケアセンター訪問介護事務所	藍プラン合同会社	緑区十日市場町1,864番地の1	居宅介護、同行援護
令和4年2月28日	株式会社るるカンパニー	LEAF II	中区仲通3丁目37番地	就労継続支援A型
令和4年3月31日	ユースタイラボラトリ株式会社	土屋訪問介護事業所よこはま	西区北幸二丁目10番33号	行動援護
令和4年3月31日	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブみらい	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブみらい	旭区本村町10番地の10	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
令和4年3月31日	Fitsケアサービス株式会社	ヘルパーステーション Fits ケアサービス	都筑区茅ヶ崎南四丁目5番1号	行動援護
令和4年3月31日	横浜市	南福祉授産所	南区睦町1丁目25番地	就労継続支援B型
令和4年3月31日	横浜市	戸塚福祉授産所	戸塚区戸塚町1,420番地の27	就労継続支援B型
令和4年3月31日	株式会社 Kaien	Kaien 横浜	西区平沼一丁目2番20号	自立訓練（生活訓練）

令和4年 3月25日	一般社団法人 SmileAgain	介護サービス スマザー	中区伊勢佐木 町7丁目148 番地	重度訪問介 護
---------------	----------------------	----------------	-------------------------	------------

横浜市告示第203号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定に基づき、指定特定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和3年8月11日	株式会社中央防災技研	株式会社中央防災技研 中区事業所	中区扇町2丁目4番地の2
令和4年3月31日	合同会社オフィスSKカンパニー	あおば・あさおふくし 総合相談所 サポートSK	青葉区美しが丘四丁目53番地の8
令和4年3月31日	社会福祉法人かれん	かれん相談室	港北区大豆戸町2番地の9

横浜市告示第204号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和4年 3月1日	阪神調剤薬局 横浜元町店	(新)中区山下町106番地の33	薬局
		(旧)中区山下町112番地の4	
平成31年 2月25日	あうる訪問看護リハビリステーション	(新)金沢区六浦一丁目21番13号	訪問看護
		(旧)金沢区六浦一丁目17番21号	
令和3年 1月1日	訪問看護ステーション プラチナコミュニティ花咲町	(新)西区花咲町6丁目143番地	同
		(旧)西区花咲町5丁目136番地の14	
令和4年 4月1日	IRIE LIFE 訪問看護ステーション	(新)青葉区藤が丘二丁目29番地の11	同
		(旧)青葉区藤が丘二丁目39番地の30	

横 浜 市 告 示 第 205 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療)
 の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療) か ら 、 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た
 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和4年1月31日	池田優生堂薬局	南区弘明寺159番地	薬局

横浜市告示第 206 号

「第 8 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定
 により、「第 8 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
 ・認知症施策推進計画」売払代金の収納事務を次のとおり委託した
 。

令和 4 年 4 月 5 日

横浜市長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 4 年 4 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 207 号

「横浜市高齢者実態調査報告書」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市高齢者実態調査報告書」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 208 号

旅館業法施行条例第 2 条第 1 項第 7 号に基づく施設の指定の一部改正

旅館業法施行条例第 2 条第 1 項第 7 号に基づく施設の指定（平成 25 年 4 月横浜市告示第 357 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 4 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

表中

「

平成 29 年 1 月 1 日	サムエルはらっぱ	鶴見区北寺尾六丁目 848 番の 1 ほか	同
平成 25 年 4 月 1 日	駒岡中町子どもの 遊び場	鶴見区駒岡三丁目 1, 003 番	同

」

を

「

同	駒岡中町子どもの 遊び場	鶴見区駒岡三丁目 1, 003 番	同
---	-----------------	----------------------	---

」

に、

「

平成 29 年 1 月 1 日	神奈川スケートリ ンク	神奈川区広台太田町 1 番地の 1	公益財団法人横浜市 体育協会（昭和 61 年 9 月 1 日に財団法人横浜市 体育協会と いう名称で 設立された 法人をいう 。）
平成 25 年 4 月 1 日	横浜市松見集会所	神奈川区松見町 1 丁 目 10 番地の 1	横浜市

」

を

「

同	横浜市松見集会所	神奈川区松見町 1 丁 目 10 番地の 1	同
---	----------	---------------------------	---

」

に、
「

平成29年 1月1日	健康はらっぱ	中区上野町1丁目15 3番の1ほか	同
---------------	--------	----------------------	---

」

を
「

平成29年 1月1日	健康はらっぱ	中区上野町1丁目15 3番の1ほか	同
令和4年 4月1日	横浜武道館	中区翁町2丁目9番 地の10	同

」

に、
「

同	元町子どもの遊び 場	中区元町5丁目208 番	同
---	---------------	-----------------	---

」

を
「

令和4年 4月1日	本牧市民プール	中区本牧元町46番1 号	同
平成25年 4月1日	元町子どもの遊び 場	中区元町5丁目208 番	同

」

に、
「

平成29年 1月1日	大岡はらっぱ	南区大岡二丁目603 番の1ほか	同
---------------	--------	---------------------	---

」

を
「

平成29年 1月1日	大岡はらっぱ	南区大岡一丁目603 番の1ほか	同
---------------	--------	---------------------	---

」

に、
「

同	永田みなみ台公園 こどもログハウス	南区永田みなみ台4 番	同
同	八幡町ふれあい広 場	南区八幡町11番の2	同

を
「

同	永田みなみ台公園 こどもログハウス	南区永田みなみ台4 番	同
---	----------------------	----------------	---

に、
「

同	最戸子どもの遊び 場	港南区最戸一丁目14 番	同
---	---------------	-----------------	---

を
「

令和4年 4月1日	港南プール	港南区港南台六丁目 22番38号	同
平成25年 4月1日	最戸子どもの遊び 場	港南区最戸一丁目14 番	同

に、
「

同	芙蓉ヶ丘子供の遊 び場	保土ヶ谷区上菅田町 432番	同
---	----------------	-------------------	---

を
「

令和4年 4月1日	上菅田笹の丘コミ ュニティハウス	保土ヶ谷区上菅田町 134番地	同
平成25年 4月1日	芙蓉ヶ丘子供の遊 び場	保土ヶ谷区上菅田町 432番	同

に、
「

平成29年 1月1日	青空ひろば	保土ヶ谷区上菅田町 893番の5	同
同	みんなの広場	保土ヶ谷区上菅田町 1,132番	同

を
「

平成29年	青空ひろば	保土ヶ谷区上菅田町	同
-------	-------	-----------	---

1 月 1 日		893 番 の 5	
---------	--	-----------	--

に、

「

同	横 浜 市 西 谷 地 区 セ ン タ ー	保 土 ケ 谷 区 西 谷 町 91 8 番 地	同
---	--------------------------	-----------------------------	---

を

「

同	横 浜 市 西 谷 地 区 セ ン タ ー	保 土 ケ 谷 区 西 谷 三 丁 目 15 番 1 号	同
---	--------------------------	---------------------------------	---

に、

「

同	旭 ケ 丘 子 ど も の 遊 び 場	旭 区 鶴 ケ 峰 一 丁 目 71 番 の 2 ほ か	同
---	------------------------	---------------------------------	---

を

「

同	旭 ケ 丘 子 ど も の 遊 び 場	旭 区 鶴 ケ 峰 二 丁 目 71 番 の 2 ほ か	同
---	------------------------	---------------------------------	---

に、

「

同	根 岸 テ ニ ス ガ ー デ ン	磯 子 区 原 町 14 番 1 号	公 益 財 団 法 人 横 浜 市 体 育 協 会
平 成 29 年 1 月 1 日	丸 山 第 一 町 内 会 は ら っ ぱ	磯 子 区 丸 山 一 丁 目 44 9 番 の 4	横 浜 市

を

「

平 成 29 年 1 月 1 日	丸 山 第 一 町 内 会 は ら っ ぱ	磯 子 区 丸 山 一 丁 目 44 9 番 の 4	同
---------------------	--------------------------	-------------------------------	---

に、

「

平 成 25 年 4 月 1 日	森 5 丁 目 子 供 の 遊 び 場	磯 子 区 森 五 丁 目 20 番	同
---------------------	------------------------	--------------------	---

同	洋光台駅前公園こどもログハウス	磯子区洋光台五丁目2番	同
---	-----------------	-------------	---

を「

平成25年4月1日	洋光台駅前公園こどもログハウス	磯子区洋光台五丁目2番	同
-----------	-----------------	-------------	---

に、「

同	横浜こども科学館	磯子区洋光台五丁目2番1号	同
同	大川子供の遊び場	金沢区大川1番の1	同

を「

同	横浜こども科学館	磯子区洋光台五丁目2番1号	同
---	----------	---------------	---

に、「

同	坂本子供の遊び場	金沢区釜利谷東七丁目19番	同
同	坂本追越子供の遊び場	金沢区釜利谷東八丁目11番	同

を「

同	坂本子供の遊び場	金沢区釜利谷東七丁目19番	同
---	----------	---------------	---

に、「

平成25年4月1日	金沢プール	金沢区幸浦一丁目7番地の1	同
平成29年1月1日	侍従川大道少年広場	金沢区大道一丁目16番	同
平成25年4月1日	高舟台子供の遊び場	金沢区高舟台一丁目31番	同

を
「

平成25年 4月1日	金沢プール	金沢区幸浦二丁目7 番地の1	同
同	高舟台子供の遊び 場	金沢区高舟台一丁目 31番	同

」

に、
「

同	朝比奈少年広場	金沢区東朝比奈三丁 目2番	同
---	---------	------------------	---

」

を
「

同	朝比奈青少年広場	金沢区東朝比奈三丁 目2番	同
---	----------	------------------	---

」

に、
「

平成29年 1月1日	瀬ヶ崎台はらっぱ	金沢区六浦東三丁目 12番	同
同	六浦スポーツ広場	金沢区六浦南三丁目 27番	同

」

を
「

平成29年 1月1日	六浦スポーツ広場	金沢区六浦南三丁目 27番	同
---------------	----------	------------------	---

」

に、
「

同	太尾市之坪町会子 どもの遊び場	港北区大倉山一丁目 30番	同
同	太尾下町子どもの 遊び場	港北区大倉山六丁目 27番先	同

」

を
「

同	太尾市之坪町会子 供の遊び場	港北区大倉山一丁目 30番	同
---	-------------------	------------------	---

令和4年 4月1日	太尾子供の遊び場	港北区大倉山四丁目 941番の9ほか	同
平成25年 4月1日	太尾下町子供の遊 び場	港北区大倉山六丁目 27番先	同

に、
「

同	下田上子どもの遊 び場	港北区下田町六丁目 3番の39	同
---	----------------	--------------------	---

を
「

同	下田上子供の遊び 場	港北区下田町六丁目 3番の39	同
---	---------------	--------------------	---

に、
「

同	新吉田西部町内会 子どもの遊び場	港北区新吉田町5,62 4番	同
同	新吉田自治会子ど もの遊び場	港北区新吉田東二丁 目11番先	同
同	新吉田吉住会子ど もの遊び場	港北区新吉田東五丁 目11番	同

を
「

同	新吉田西部町内会 子供の遊び場	港北区新吉田町5,62 4番	同
同	新吉田自治会子供 の遊び場	港北区新吉田東二丁 目11番先	同
同	新吉田吉住会子供 の遊び場	港北区新吉田東五丁 目11番	同

に、
「

同	綱島東町自治会子 どもの遊び場	港北区綱島西六丁目 49番先	同
同	親和会子どもの遊 び場	港北区綱島東六丁目 5番	同

を「

同	綱島東町自治会子供 の遊び場	港北区綱島西六丁目 49番先	同
同	親和会子供 の遊び場	港北区綱島東六丁目 5番	同

」

に、「

同	富士塚子どもの遊 び場	港北区富士塚一丁目 6番の24	同
---	----------------	--------------------	---

」

を「

同	富士塚子供の遊 び場	港北区富士塚一丁目 6番の24	同
---	---------------	--------------------	---

」

に、「

平成30年 7月1日	大曾根少年広場	港北区大曾根三丁目 29番先	同
平成25年 4月1日	師岡子どもの遊 び場	港北区師岡町 581番 の13	同

」

を「

平成30年 7月1日	大曾根青少年広場	港北区大曾根三丁目 29番先	同
令和4年 4月1日	箕輪町子供の遊 び場	港北区箕輪町三丁目 278番の2ほか	同
平成25年 4月1日	師岡子供の遊 び場	港北区師岡町 581番 の13	同

」

に、「

平成25年 4月1日	青砥町子どもの遊 び場	緑区青砥町 1,119番	同
同	北八朔上子どもの 遊び場	緑区北八朔町 1,010 番	同
同	谷津田原第三子ど	緑区北八朔町 1,083	同

	もの遊び場	番の6	
--	-------	-----	--

を「

平成25年 4月1日	青砥町子供の遊び場	緑区青砥町 1,119 番	同
同	北八朔上子供の遊び場	緑区北八朔町 1,010 番	同
同	谷津田原第三子供の遊び場	緑区北八朔町 1,083 番の6	同

に、「

平成25年 4月1日	北八朔上江古田子ども遊び場	緑区北八朔町 2,054 番の11	同
同	緑テニスガーデン	緑区霧が丘一丁目1 番	公益財団法人横浜市体育協会
平成29年 1月1日	霧が丘地域スポーツ広場	緑区霧が丘三丁目23 番	横浜市

を「

平成25年 4月1日	北八朔上江古田子供の遊び場	緑区北八朔町 2,054 番の11	同
平成29年 1月1日	霧が丘地域スポーツ広場	緑区霧が丘三丁目23 番	同

に、「

同	小山町子ども遊び場	緑区小山町 350 番	同
同	台村町子ども遊び場	緑区台村町 563 番	同
平成29年 1月1日	竹山こどものはらっぱ	緑区竹山1丁目100 番の16	同

を「

同	小山町子供の遊び場	緑区小山町 350 番	同
---	-----------	-------------	---

	場		
同	台村町子供の遊び場	緑区台村町 563 番	同
平成 29 年 1 月 1 日	竹山はらっぱ	緑区竹山 1 丁目 100 番の 16	同

に、
「

同	御野立所子どもの遊び場	緑区長津田町 2,300 番の 6	同
---	-------------	----------------------	---

を
「

同	御野立所子供の遊び場	緑区長津田町 2,300 番の 6	同
---	------------	----------------------	---

に、
「

同	南長津田団地子どもの遊び場	緑区長津田町 3,024 番の 8	同
平成 29 年 1 月 1 日	中山こどものはらっぱ	緑区中山町 93 番の 1 ほか	同
平成 25 年 4 月 1 日	横浜市緑スポーツセンター	緑区中山町 329 番地 の 25	同
同	横浜市中山地区センター	緑区中山町 413 番地 の 4	同
同	池の谷戸子どもの遊び場	緑区中山町 850 番	同
同	新治子どもの遊び場	緑区新治町 692 番の 1	同
同	西八朔町子どもの遊び場	緑区西八朔町 208 番	同

を
「

同	南長津田団地子供の遊び場	緑区長津田町 3,024 番の 8	同
同	横浜市緑スポーツセンター	緑区中山町 329 番地 の 25	同

同	横浜市中山地区センター	緑区中山二丁目1番1号	同
同	池の谷戸子供の遊び場	緑区中山六丁目17番	同
同	新治子供の遊び場	緑区新治町692番の1	同
同	西八朔町子供の遊び場	緑区西八朔町208番	同

に、
「

同	白山町子どもの遊び場	緑区白山二丁目903番	同
同	三保はごろも子どもの遊び場	緑区三保町2,334番	同

を
「

同	白山町子供の遊び場	緑区白山二丁目903番	同
同	三保はごろも子供の遊び場	緑区三保町2,334番	同

に、
「

同	横浜市青葉スポーツセンター	青葉区市ケ尾町31番地の4	同
---	---------------	---------------	---

を
「

令和4年 4月1日	横浜市荏田コミュニティハウス	青葉区あざみ野南一丁目4番地の1	同
平成25年 4月1日	横浜市青葉スポーツセンター	青葉区市ケ尾町31番地の4	同

に、
「

同	児童野外活動センター	青葉区みたけ台26番地の17	社会福祉法人神奈川県民間保育園
---	------------	----------------	-----------------

			協会（昭和59年7月26日に財団法人神奈川県民間保育園協会という名称で設立された法人をいう。）
同	横浜市若草台地区センター	青葉区若草台20番地の5	横浜市

を「

同	横浜市若草台地区センター	青葉区若草台20番地の5	同
---	--------------	--------------	---

に、「

平成25年4月1日	池辺鴨居橋子どもの遊び場	都筑区池辺町 4,364番の14	同
-----------	--------------	------------------	---

を「

平成25年4月1日	池辺鴨居橋子どもの遊び場	都筑区池辺町 4,364番の2ほか	同
-----------	--------------	-------------------	---

に、「

同	川向町子どもの遊び場	都筑区川向町 604番の1	同
---	------------	---------------	---

を「

同	川向町子どもの遊び場	都筑区川向町 604番の2ほか	同
---	------------	-----------------	---

に、「

同	下根子どもの遊び場	都筑区東山田町 1,43	同
---	-----------	--------------	---

	場	0 番	
--	---	-----	--

を

同	下根子どもの遊び場	都筑区東山田町 1,43 0 番の 1 ほか	同
---	-----------	---------------------------	---

に、

平成 29 年 1 月 1 日	塚廻りふれあい広 場町のはらっぱ	戸塚区上矢部町 748 番の 48	同
平成 25 年 4 月 1 日	横浜市上矢部地区 センター	戸塚区上矢部町 2,34 2 番地	同

を

同	横浜市上矢部地区 センター	戸塚区上矢部町 2,34 2 番地	同
---	------------------	----------------------	---

に、

平成 29 年 1 月 1 日	東明会子供の遊び 場	戸塚区汲沢 2,229 番 の 155	同
--------------------	---------------	------------------------	---

を

平成 29 年 1 月 1 日	東明会子供の遊び 場	戸塚区汲沢二丁目 2, 229 番の 155 ほか	同
--------------------	---------------	------------------------------	---

に、

平成 29 年 1 月 1 日	三角広場町のはら っぱ	戸塚区原宿四丁目 1, 151 番の 71	同
同	星谷広場町のはら っぱ	戸塚区舞岡町 285 番 ほか	同

を

平成 29 年 1 月 1 日	三角広場町のはら っぱ	戸塚区原宿四丁目 1, 151 番の 71	同
--------------------	----------------	--------------------------	---

に、
「

平成29年 1月1日	俣野町神明社子供の遊び場	戸塚区俣野町 1,277番	同
同	舞岡台子供の遊び場	戸塚区南舞岡四丁目 1,976番の1	同

を
「

平成29年 1月1日	俣野町神明社子供の遊び場	戸塚区俣野町 1,277番	同
---------------	--------------	---------------	---

に、
「

同	踊場子供の遊び場	戸塚区矢部町 1,625番	同
同	打越グラウンド町のはらっぱ	戸塚区吉田町 1,335番の1ほか	同

を
「

同	踊場子供の遊び場	戸塚区矢部町 1,626番	同
---	----------	---------------	---

に、
「

同	横浜市本郷地区センター	栄区桂町 301番地	同
---	-------------	------------	---

を
「

同	横浜市本郷地区センター	栄区小菅ケ谷一丁目 5番4号	同
---	-------------	-------------------	---

に、
「

同	上郷・森の家	栄区上郷町 1,499番 地の1	同
---	--------	---------------------	---

を
「

同	横浜市上郷・森の家	栄区上郷町 1,499 番地 の 1	同
---	-----------	--------------------	---

」

に、
「

平成 25 年 4 月 1 日	栄プール	栄区野七里二丁目 21 番 1 号	同
平成 29 年 1 月 1 日	上郷台町のはらっぱ	栄区東上郷町 894 番 の 82 ほか	同
同	青葉ヶ丘町のはらっぱ	栄区東上郷町 992 番 の 236 ほか	同

」

を
「

同	上郷台町のはらっぱ	栄区東上郷町 894 番 の 82 ほか	同
---	-----------	----------------------	---

」

に、
「

同	和泉町団地自治会町のはらっぱ	泉区和泉中央南四丁目 2,985 番 の 4 ほか	同
---	----------------	---------------------------	---

」

を
「

同	和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ	泉区和泉中央南四丁目 2,985 番 の 4 ほか	同
---	-------------------	---------------------------	---

」

に、
「

同	和泉川遊水池スポーツ広場	泉区和泉町 4,611 番	同
同	和泉川遊水池交流広場	泉区和泉町 4,655 番	同
同	泉中央テニスガーデン	泉区和泉町 4,715 番	公益財団法人横浜市体育協会
同	いずみ台公園こども広場	泉区和泉町 6,209 番	横浜市

」

	もログハウス	地の1	
同	岡津あおば自治会 子どもの遊び場	泉区岡津町 1,307 番 の1ほか	同

を「

同	和泉川遊水地スポーツ広場	泉区和泉町 4,611 番	同
同	和泉川遊水地交流広場	泉区和泉町 4,655 番	同
同	いずみ台公園こどもログハウス	泉区和泉町 6,209 番 地の1	同

に、「

平成25年 4月1日	飯田町子どもの遊び場	泉区上飯田町 2,158 番の2	同
---------------	------------	---------------------	---

を「

平成25年 4月1日	飯田町子どもの遊び場	泉区上飯田町 2,518 番の2	同
---------------	------------	---------------------	---

に、「

同	広町広場町のはらっぱ	泉区中田北一丁目2, 940 番の1ほか	同
同	中下青少年広場	泉区中田西二丁目67 5 番の46ほか	同

を「

同	広町広場町のはらっぱ	泉区中田北一丁目2, 492 番ほか	同
同	中下青少年広場町のはらっぱ	泉区中田西二丁目67 5 番の46ほか	同

に、「

同	横浜市泉スポーツ	泉区西が岡三丁目11	同
---	----------	------------	---

	センター	番地	
同	横浜市緑園地域スポーツ広場	泉区緑園五丁目27番	同

を「

同	横浜市泉スポーツセンター	泉区西が岡三丁目11番地	同
---	--------------	--------------	---

に、「

同	橋戸第2子どもの遊び場	瀬谷区橋戸三丁目38番	同
同	二ツ橋北子どもの遊び場	瀬谷区二ツ橋町469番の4	同
同	本郷少年広場	瀬谷区本郷一丁目55番ほか	同

を「

同	橋戸第2子どもの遊び場	瀬谷区橋戸三丁目38番	同
---	-------------	-------------	---

に改める。

横浜市告示第 209 号

「横浜市水と緑の基本計画」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「横浜市水と緑の基本計画」売払代金の収納事務を次のと
 おり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 210 号

「公園とみどり 横浜の 150 年」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「公園とみどり 横浜の 150 年」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 5 日

横浜市長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 4 年 4 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 211 号

「横浜市森づくりガイドライン」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市森づくりガイドライン」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 212 号

「横浜市環境科学研究所報第 33 号」売払代金収納事務の
委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定
により、「横浜市環境科学研究所報第 33 号」売払代金の収納事務を
次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 5 日

横浜市長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 4 年 4 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 213 号

「川と海の生き物シリーズ6 横浜の海岸の生きものたち」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「川と海の生き物シリーズ6 横浜の海岸の生きものたち」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 214 号

「川と海の生き物シリーズ7 よこはまの水辺の植物たち」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「川と海の生き物シリーズ7 よこはまの水辺の植物たち」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 215 号

「川と海の生き物シリーズ8 生きもので調べよう よこはまの川」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「川と海の生き物シリーズ8 生きもので調べよう よこはまの川」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 216 号

「川と海の生き物シリーズ9 よこはま谷戸の水辺の生きものたち」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「川と海の生き物シリーズ9 よこはま谷戸の水辺の生きものたち」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 217 号

「横浜の川と海の生物（第10報・海域編）」売払代金収
納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「横浜の川と海の生物（第10報・海域編）」売払代金の収
納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川区二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 218 号

「横浜の川と海の生物（第11報・河川編）」売払代金収
納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「横浜の川と海の生物（第11報・河川編）」売払代金の収
納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 219 号

「酸性雨に関する調査研究報告書（Ⅱ）」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「酸性雨に関する調査研究報告書（Ⅱ）」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 220 号

「横浜の源流域環境」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜の源流域環境」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 221 号

「横浜市公園緑地配置図 25,000 分の 1」売払代金収納
事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「横浜市公園緑地配置図 25,000 分の 1」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 5 日

横浜市長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 4 年 4 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 222 号

「横浜市公共下水道計画図」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「横浜市公共下水道計画図」売払代金の収納事務を次のと
 おり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横 浜 市 告 示 第 223 号

「横浜の都市農業 マップ&データ（横浜市農業施策現況図）」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜の都市農業 マップ&データ（横浜市農業施策現況図）」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横 浜 市 告 示 第 224 号

土 地 改 良 区 の 定 款 変 更 の 認 可

土 地 改 良 法 (昭 和 24 年 法 律 第 195 号) 第 30 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
き、横 浜 市 緑 区 鴨 居 原 土 地 改 良 区 の 定 款 の 変 更 を 認 可 し た。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 225 号

一般廃棄物（動物死体）処理手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、一般廃棄物（動物死体）処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した区	委託した期間
株式会社山陽紙業 代表取締役 塩貝圭	神奈川県西寺尾二丁目8番18号	鶴見区、神奈川区、港北区、青葉区、都筑区	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
株式会社山陽紙業 代表取締役 塩貝圭	神奈川県西寺尾二丁目8番18号	保土ヶ谷区、旭区、緑区、戸塚区、泉区、瀬谷区	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
株式会社ワイ・エス・ディ 代表取締役 安田啓三	金沢区幸浦二丁目2番地の9	西区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 226 号

粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、粗大ごみ処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社ファミリーマート 代表取締役 細見研介	東京都港区芝浦3丁目1番21号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦	東京都千代田区二番町8番地の8	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島延浩	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
ミニストップ株式会社 代表取締役 藤本明裕	千葉県美浜区中瀬1丁目5番地の1	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信	東京都品川区大崎1丁目11番2号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒俊治	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横 浜 市 告 示 第 228 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区
計 画 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画

東 高 島 駅 北 地 区 地 区 計 画

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

な し

(2) 削 除 す る 部 分

な し

(3) 変 更 す る 部 分

神 奈 川 区 神 奈 川 一 丁 目 、 神 奈 川 二 丁 目 、 千 若 町 及 び 星 野 町 地
内

横 浜 市 告 示 第 229 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 防 火
地 域 及 び 準 防 火 地 域 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 都 市 計 画 の 種 類

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

な し

(2) 削 除 す る 部 分

な し

(3) 変 更 す る 部 分

神 奈 川 区 神 奈 川 一 丁 目 及 び 星 野 町 地 内

横 浜 市 告 示 第 230 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 土 地 区 画 整 理 事 業 の 変 更

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 土 地
区 画 整 理 事 業 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 土 地 区 画 整 理 事 業

東 高 島 駅 北 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業

2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

(1) 追 加 す る 部 分

な し

(2) 削 除 す る 部 分

な し

(3) 変 更 す る 部 分

神 奈 川 区 神 奈 川 一 丁 目 、 神 奈 川 二 丁 目 、 千 若 町 及 び 星 野 町 地
内

横浜市告示第 231 号

地図・航空写真等売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、地図・航空写真等売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
一般財団法人横浜市母子寡婦福祉理事長 道下久美子	神奈川県立町14番地の3	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
旭区役所売店 中路京子	旭区鶴ヶ峰一丁目4番地の12	
グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社 代表取締役 浮穴浩一	西区みなとみらい三丁目6番1号	
心幸サービス株式会社 代表取締役 山崎忠	兵庫県尼崎市西長洲町1丁目3番20号	
株式会社中央ジオマチックス横浜営業所 所長 高橋輝雄	中区太田町2丁目22番地	
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	

横浜市告示第232号

横浜市営住宅使用料、横浜市営住宅駐車場使用料及び延滞金の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、横浜市営住宅使用料、横浜市営住宅駐車場使用料及び延滞金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

地域	受託者		委託した期間
	所在地	名称	
鶴見区	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号	株式会社東急コミユニティー 代表取締役社長 木村昌平	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
神奈川区	同	同	同
西区	同	同	同
中区	同	同	同
南区	同	同	同
港南区	神奈川区栄町8番地の1	横浜市住宅供給公社 理事長 二宮智美	同
保土ヶ谷区	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号	株式会社東急コミユニティー 代表取締役社長 木村昌平	同
旭区	中区日本大通33番地	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 菅家龍一	同
磯子区	同	同	同
金沢区	同	同	同
港北区	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号	株式会社東急コミユニティー 代表取締役社長 木村昌平	同
緑区	同	同	同
青葉区	同	同	同
都筑区	同	同	同
戸塚区	神奈川区栄町8番地の1	横浜市住宅供給公社 理事長 二宮智美	同
栄区	中区日本大通33番	一般社団法人かな	同

	地	がわ土地建物保全 協会 会長 菅 家 龍 一	
泉 区	神 奈 川 区 栄 町 8 番 地 の 1	横 浜 市 住 宅 供 給 公 社 理 事 長 二 宮 智 美	同
瀬 谷 区	同	同	同

横浜市告示第 233 号

「横浜市市街地開発事業施行地区位置図」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市市街地開発事業施行地区位置図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 234 号

「住民合意形成ガイドライン（第2版）」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「住民合意形成ガイドライン（第2版）」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横 浜 市 告 示 第 235 号

「横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）」売払代
金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）」売払代金
の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 236 号

「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 237 号

「横浜都市デザインビジョン」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「横浜都市デザインビジョン」売払代金の収納事務を次の
 とおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 238 号

放置自転車等保管手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、放置自転車等の保管手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
一般財団法人横浜 市交通安全協会 代表理事 板橋 悟	中区住吉町2丁目22 番地	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで
株式会社セイフテ ィーガードシステ ム 代表取締役 山本 秀美	旭区二俣川2丁目72 番17号	同
株式会社アーバン トラッキング 代表取締役 山本 新	旭区二俣川1丁目45 番44号	同

横浜市告示第 239 号

「横浜国際港都建設計画街路網図」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜国際港都建設計画街路網図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 240 号

「河川計画図」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「河川計画図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 241 号

「横浜市河川図」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市河川図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

横浜市告示第 242 号

赤レンガパーク駐車場使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、赤レンガパーク駐車場の使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜赤レンガ倉庫 共同事業体 代表者 株式会社横浜赤レンガ 代表取締役 五十嵐 光 晴	中区新港一丁目1番 1号	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横 浜 市 告 示 第 243 号

赤レンガパーク等使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、赤レンガパーク、新港中央広場、汽車道、運河パーク、新港パーク、山下臨港線プロムナード、象の鼻パーク、新港2号線、新港ふ頭5号岸壁、新港地区7街区、新港サークルウォーク、港湾4号線歩道橋及び国有護岸の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
横浜赤レンガ倉庫 共同事業体 代表者 株式会社横浜赤レンガ 代表取締役 五十嵐 光 晴	中区新港一丁目1番 1号	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横 浜 市 告 示 第 244 号

港 湾 施 設 使 用 料 の 徴 収 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 （ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ） 第 158 条 第 1 項 の 規 定
に よ り 、 港 湾 施 設 使 用 料 の 徴 収 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
新 港 ふ 頭 客 船 タ ー ミ ナ ル 株 式 会 社	西 区 み な と み ら い 二 丁 目 3 番 5 号	令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 令 和 5 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 245 号

「横浜金沢魅力帳」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜金沢魅力帳」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで
一般社団法人横浜 金沢観光協会 代表理事（会長） 橘 川 和 夫	金沢区洲崎町1番18 号	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 246 号

「いたち川散策マップ」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「いたち川散策マップ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 247 号

「栄の歴史」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「栄の歴史」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水龍男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 248 号

「栄区郷土史ハンドブック」売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
 により、「栄区郷土史ハンドブック」売払代金の収納事務を次のと
 おり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 249 号

「栄区歴史散策マップ」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「栄区歴史散策マップ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市知的障害者育成 会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9 番地の5	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 250 号

横浜市国際学生会館使用料徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、横浜市国際学生会館使用料徴収事務を次のとおり委託した

。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜 市国際交流協会 理事長 小野崎 信 之	西区みなとみらい一 丁目1番1号	令和4年4月1日 から令和5年3月 31日まで

横浜市告示第 251 号

「包括外部監査報告書」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「包括外部監査報告書」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町9番地の5	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

横 浜 市 公 告 第 184 号

災 害 対 策 基 本 法 に 基 づ く 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場 所 の 指 定

災 害 対 策 基 本 法 （ 昭 和 36 年 法 律 第 223 号 ） 第 49 条 の 7 及 び 第 49 条 の 4 の 規 定 に 基 づ き 、 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場 所 を 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 指 定 年 月 日

令 和 4 年 3 月 30 日

2 指 定 避 難 所

名 称	所 在 地
横 浜 市 立 左 近 山 中 学 校	旭 区 左 近 山 1,335 番 地 の 2

3 指 定 緊 急 避 難 場 所

名 称	所 在 地	対 象 と す る 異 常 な 現 象 の 種 類 （ ※ 1 ）			
		洪 水	崖 崩 れ 、 土 石 流 及 び 地 滑 り	地 震	大 規 模 な 火 事
横 浜 市 立 左 近 山 中 学 校	旭 区 左 近 山 1, 335 番 地 の 2	○	○	○	○

※ 1 異 常 な 現 象 の 種 類 毎 に 校 舎 及 び 体 育 館 を 指 定 す る 。 表 中 の 表 記 は 次 の と お り と す る 。 ○ : 全 て の 施 設 を 指 定 す る 。

横 浜 市 公 告 第 185 号

災 害 対 策 基 本 法 に 基 づ く 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場 所 の 指 定

災 害 対 策 基 本 法 （ 昭 和 36 年 法 律 第 223 号 ） 第 49 条 の 7 及 び 第 49 条 の 4 の 規 定 に 基 づ き 、 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場 所 を 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 指 定 年 月 日

令 和 4 年 4 月 1 日

2 指 定 避 難 所

名 称	所 在 地
横 浜 市 立 緑 園 義 務 教 育 学 校	泉 区 緑 園 5 丁 目 28 番 地

3 指 定 緊 急 避 難 場 所

名 称	所 在 地	対 象 と す る 異 常 な 現 象 の 種 類 （ ※ 1 ）		
		洪 水	崖 崩 れ 、 土 石 流 及 び 地 滑 り	地 震
横 浜 市 立 緑 園 義 務 教 育 学 校	泉 区 緑 園 5 丁 目 28 番 地	○	○	○

※ 1 異 常 な 現 象 の 種 類 毎 に 校 舎 及 び 体 育 館 を 指 定 す る 。 表 中 の 表 記 は 次 の と お り と す る 。 ○ : 全 て の 施 設 を 指 定 す る 。

横 浜 市 公 告 第 186 号

災 害 対 策 基 本 法 に 基 づ く 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場
所 の 指 定 の 取 消 し

災 害 対 策 基 本 法 （ 昭 和 36 年 法 律 第 223 号 ） 第 49 条 の 6 の 規 定 に 基
づ き 、 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場 所 の 指 定 を 、 次 の と お り 取 り
消 し た 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 取 消 年 月 日

令 和 4 年 3 月 30 日

2 指 定 避 難 所

名 称	所 在 地
旧 横 浜 市 立 左 近 山 小 高 小 学 校	旭 区 小 高 町 55 番 地 の 2

3 指 定 緊 急 避 難 場 所

名 称	所 在 地	対 象 と す る 異 常 な 現 象 の 種 類
旧 横 浜 市 立 左 近 山 小 高 小 学 校	旭 区 小 高 町 55 番 地 の 2	洪 水 、 崖 崩 れ 、 土 石 流 及 び 地 滑 り 、 地 震

横 浜 市 公 告 第 187 号

災 害 対 策 基 本 法 に 基 づ く 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場
所 の 指 定 の 取 消 し

災 害 対 策 基 本 法 （ 昭 和 36 年 法 律 第 223 号 ） 第 49 条 の 6 の 規 定 に 基
づ き 、 指 定 避 難 所 及 び 指 定 緊 急 避 難 場 所 の 指 定 を 、 次 の と お り 取 り
消 し た 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 取 消 年 月 日

令 和 4 年 3 月 31 日

2 指 定 避 難 所

名 称	所 在 地
横 浜 市 立 緑 園 西 小 学 校	泉 区 緑 園 3 丁 目 39 番 地
横 浜 市 立 緑 園 東 小 学 校	泉 区 緑 園 5 丁 目 28 番 地

3 指 定 緊 急 避 難 場 所

名 称	所 在 地	対 象 と す る 異 常 な 現 象 の 種 類
横 浜 市 立 緑 園 西 小 学 校	泉 区 緑 園 3 丁 目 39 番 地	洪 水 、 崖 崩 れ 、 土 石 流 及 び 地 滑 り 、 地 震
横 浜 市 立 緑 園 東 小 学 校	泉 区 緑 園 5 丁 目 28 番 地	洪 水 、 崖 崩 れ 、 土 石 流 及 び 地 滑 り 、 地 震

横浜市公告第 188 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クイーンズスクエア横浜

西区みなとみらい二丁目3番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

横浜市

横浜市長 山中竹春

中区本町6丁目50番地の10

ほか4者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	横浜市 横浜市長 林 文 子 中区本町6丁目50番地の10 ほか4者	横浜市 横浜市長 山中竹春 中区本町6丁目50番地の10 ほか4者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	(株)みなとみらい東急スクエア 代表取締役 石川 哲也 西区みなとみらい二丁目3番2号 ほか72者	(株)東急モールズデベロップメント 代表取締役 秋山 浄司 東京都渋谷区道玄坂1丁目10番7号 ほか61者

(4) 変更の年月日

令和3年8月30日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和4年2月28日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 189 号

配 慮 市 長 意 見 見 解 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 (平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号) 第 12 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 (仮 称) E N E O S 株 式 会 社 研 究 開 発 拠 点 建 設 事 業 に 係 る 配 慮 市 長 意 見 見 解 書 の 提 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 配 慮 市 長 意 見 見 解 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 計 画 段 階 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地

E N E O S 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 大 田 勝 幸

東 京 都 千 代 田 区 大 手 町 1 丁 目 1 番 2 号

2 事 業 の 名 称

(仮 称) E N E O S 株 式 会 社 研 究 開 発 拠 点 建 設 事 業

3 事 業 を 実 施 し よ う と す る 区 域

神 奈 川 区 守 屋 町 4 丁 目 の 一 部

4 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課

神 奈 川 区 広 台 太 田 町 3 番 地 の 8

横 浜 市 神 奈 川 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

5 縦 覧 期 間

令 和 4 年 4 月 5 日 か ら 令 和 4 年 4 月 19 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 190 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
神 奈 川 区 守 屋 町 4 丁 目 18 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 191 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
神 奈 川 区 守 屋 町 4 丁 目 18 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ベンゼン、ふっ素及びその化合物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 192 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の 解 除

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号 ） 第 67 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に
関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和 3 年 10
月 横 浜 市 公 告 第 623 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を 解 除 す
る 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
青 葉 区 田 奈 町 77 番 の 96 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 193 号

廃物の認定

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成3年9月横浜市条例第31号）第15条第1項の規定に基づき、次の放置自動車及び沈船等は、この公告を行った日から起算して10日を経過したときは、廃物として認定する。

令和4年4月5日

横浜市長 山中竹春

1 放置自動車

放 置 場 所	車 名
南区万世町	ホンダ フェージョン
港北区仲手原一丁目	ヤマハ R1-Z
旭区今宿東町	ヤマハ マグザム

2 沈船等

放 置 場 所	船 名
金沢区瀬戸	不明
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明

横 浜 市 公 告 第 194 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、若草台B地区建築協定を認可した。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 195 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 1 月 27 日 第 2020 開 1408 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
京 都 市 南 区 上 鳥 羽 角 田 町 68 番 地
S G リ ア ル テ ィ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 吉 田 貴 行
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 目 黒 町 34 番 の 1 、 35 番 の 1 、 35 番 の 15 の 各 一 部 及 び 35 番
の 19

横 浜 市 公 告 第 196 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 2 月 26 日 第 2020 開 1611 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 上 飯 田 町 2,106 番 地
学 校 法 人 内 藤 学 園
理 事 長 内 藤 啓 充
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 上 飯 田 町 2,102 番 の 6 、 2,104 番 の 2 の 一 部 、 2,105 番 の
1 、 2,105 番 の 2 、 2,106 番 の 1 及 び 2,109 番 の 6

横 浜 市 公 告 第 197 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 4 月 27 日 第 2021 開 702 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 三 枚 町 266 番 地 の 6
株 式 会 社 三 枚 不 動 産
代 表 取 締 役 織 茂 誠 一
神 奈 川 区 三 枚 町 640 番 地
株 式 会 社 宮 武 不 動 産
代 表 取 締 役 餅 田 一 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ヶ 谷 区 峰 沢 町 190 番 の 19 、 190 番 の 20 の 一 部 、 190 番 の 21
、 190 番 の 22 、 190 番 の 29 の 一 部 、 190 番 の 31 、 191 番 の 2 の 一
部 及 び 191 番 の 3

横 浜 市 公 告 第 198 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 6 月 2 日 第 2021 開 704 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 本 牧 間 門 8 番 27 号
株 式 会 社 ビ ッ ク ラ イ ズ ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 取 締 役 中 嶋 哲 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ケ 谷 区 常 盤 台 129 番 の 3 、 129 番 の 6 、 163 番 の 1 の 一 部
、 163 番 の 2 、 163 番 の 3 、 165 番 の 1 及 び 165 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 199 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 8 月 25 日 第 2021 開 707 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 金 港 町 6 番 地 の 6
株 式 会 社 I C S
代 表 取 締 役 池 永 辰 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ヶ 谷 区 岩 井 町 249 番 の 1 、 249 番 の 12 から 249 番 の 17 ま で
及 び 249 番 の 20

横 浜 市 公 告 第 200 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 9 月 29 日 第 2021 開 809 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 3 丁 目 9 番 12 号
ダ イ ヤ モ ン ド 地 所 株 式 会 社
代 表 取 締 役 外 所 行 則
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 善 部 町 21 番 の 1 、 21 番 の 9 、 21 番 の 11 、 21 番 の 13 か ら 21 番
の 17 ま で 及 び 21 番 の 19 か ら 21 番 の 25 ま で

横 浜 市 公 告 第 201 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 10 月 15 日 第 2021 開 1607 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 東 伏 見 3 丁 目 6 番 19 号
タ ク ト ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 小 寺 一 裕
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 下 和 泉 一 丁 目 424 番 の 2 の 一 部 及 び 458 番 の 1 か ら 458 番
の 4 ま で

横 浜 市 公 告 第 202 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 11 月 8 日 第 2021 開 1608 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
小 田 原 市 蓮 正 寺 602 番 地 の 1
加 藤 真 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 中 田 東 四 丁 目 1,974 番 の 1 及 び 1,974 番 の 9 か ら 1,974 番
の 18 ま で

横 浜 市 公 告 第 203 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 11 月 15 日 第 2021 開 1408 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 杉 並 区 西 荻 北 2 丁 目 1 番 11 号
株 式 会 社 三 栄 建 築 設 計
代 表 取 締 役 小 池 信 三
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 354 番 の 1 、 354 番 の 22 及 び 357 番 の 7

横 浜 市 公 告 第 204 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 8 ・ 10 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 4 年 3 月 22 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
28.56 m
- 5 指 定 の 場 所
旭 区 市 沢 町 81 番 の 13 及 び 94 番 の 19
- 6 申 請 者 の 氏 名
協 栄 ハ ウ ジ ン グ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 難 波 三 郎

横 浜 市 公 告 第 205 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 8 ・ 11 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 4 年 3 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
24.77 m
- 5 指 定 の 場 所
旭 区 南 本 宿 町 15 番 の 4
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 ホ ー ム ラ ン ド
代 表 取 締 役 小 野 洋 一 郎

横 浜 市 公 告 第 206 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号

第 39 ・ 56 号

2 廃 止 年 月 日

令 和 4 年 3 月 18 日

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.50 m 及 び 7.50 m

4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

323.76 m

5 廃 止 の 場 所

港 南 区 港 南 二 丁 目 1,259 番 地 先 から 1,382 番 の 2 地 先 ま で 、 港 南 二 丁 目 1,344 番 の 7 地 先 から 1,390 番 の 1 地 先 ま で 、 港 南 二 丁 目 1,374 番 の 1 地 先 から 1,377 番 の 3 地 先 ま で 及 び 港 南 二 丁 目 1,380 番 の 6 から 1,383 番 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 207 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 41 ・ 132 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 4 年 1 月 13 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
18.47 m
- 5 廃 止 の 場 所
港 北 区 仲 手 原 二 丁 目 266 番 の 5 地 先 か ら 273 番 の 59 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 208 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 45 ・ 18 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 4 年 3 月 17 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
74.30 m
- 5 廃 止 の 場 所
栄 区 長 倉 町 1,484 番 の 29 地 先 から 1,484 番 の 30 地 先 まで

横 浜 市 公 告 第 209 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 39 ・ 40 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 4 年 3 月 18 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
144.15 m
- 5 廃 止 の 場 所
泉 区 下 和 泉 四 丁 目 1,608 番 の 2 地 先 か ら 1,614 番 の 5 地 先 ま で

区 公 告

瀬谷区公告第3号（令和4年3月25日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和4年3月25日

横浜市瀬谷区長 植 木 八千代

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 34 - 98 浜 横浜	令和2年8月14日

消 防 局

消 防 局 公 告 第 7 号

横 浜 市 民 防 災 セ ン タ ー に お け る 空 地 活 用 に 関 す る 一 般 競
争 入 札 の 施 行

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 を 行 う 。

令 和 4 年 4 月 5 日

契 約 事 務 受 任 者

横 浜 市 消 防 局 長 平 中 隆

1 競 争 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 件 名

横 浜 市 民 防 災 セ ン タ ー に お け る 空 地 活 用

(2) 物 件 の 所 在 等

物 件 番 号	所 在 地 (施 設 名)	貸 付 面 積 (m ²)
04-21-001	神 奈 川 区 沢 渡 4 番 地 の 7 横 浜 市 民 防 災 セ ン タ ー	56.5

(3) 最 低 貸 付 料 (年 額)

物 件 番 号 04-21-001 1,008,500 円

(4) 貸 付 期 間

令 和 4 年 6 月 1 日 から 令 和 5 年 3 月 31 日 (12 月 29 日 から 1 月
3 日 を 除 く 。) の う ち 午 前 9 時 30 分 から 午 後 5 時 まで

(5) 入 札 に 付 す る 条 件

横 浜 市 民 防 災 セ ン タ ー 空 地 活 用 事 業 者 募 集 要 領 に よ る 。

2 入 札 参 加 資 格 者

入 札 参 加 者 は 、 入 札 日 (た だ し 、 基 準 日 を 別 に 定 め る 場 合 を 除
く 。) に お い て 、 次 に 掲 げ る 資 格 を 全 て 満 た し て い な け れ ば な ら
な い 。

(1) 地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 22 年 政 令 第 16 号) 第 167 条 の 4 の 規
定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と 。

(2) 入 札 参 加 申 込 書 の 提 出 期 間 の 最 終 日 から 入 札 日 ま で の 間 の い
ず れ の 日 に お い て も 、 横 浜 市 一 般 競 争 参 加 停 止 及 び 指 名 停 止 等
措 置 要 綱 (以 下 「 指 名 停 止 措 置 要 綱 」 と い う 。) に 基 づ く 指 名
停 止 の 措 置 を 受 け て い な い 者 で あ る こ と 。 又 は 、 横 浜 市 一 般 競
争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 す る 資 格 を 有 す る 者 以 外 で 、 指
名 停 止 措 置 要 綱 別 表 第 1 から 別 表 第 3 ま で の 各 号 に 掲 げ る 措 置
要 件 及 び 当 該 各 号 に 定 め る 期 間 に 該 当 す る 者 で な い こ と 。

(3) 国 税 及 び 横 浜 市 税 の 滞 納 が な い こ と 。

(4) 本 要 領 記 載 の 貸 付 け 条 件 及 び 法 令 等 を 遵 守 す る こ と 。

- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
 - (6) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条に違反した者でないこと。
- 3 横浜市民防災センター空地活用事業者募集要領の交付
- (1) 交付期間
令和4年4月5日から令和4年4月21日まで（午前8時45分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 交付場所
神奈川県横浜市中区沢渡4番7号
横浜市民防災センター
電話 045(312)0119
※横浜市ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2022/sonota/shobo/ku-chikatsuyo.html>
- 4 入札参加申込の受付
- (1) 受付期間
令和4年4月25日から令和4年5月10日まで（午前8時45分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 受付場所
保土ヶ谷区川辺町2番地の9
横浜市消防局総務部総務課（横浜市保土ヶ谷区総合庁舎5階）
電話 045(334)6525
 - (3) 申込方法
持参による。電話、郵送による受付は行わない。
- 5 入札日時及び場所
令和4年5月19日午後2時00分
保土ヶ谷区川辺町2番地の9
横浜市保土ヶ谷区総合庁舎5階 入札室
- 6 入札保証金
免除
- 7 次の入札は無効とする。
- (1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

- (2) 横浜市民防災センター空地活用事業者募集要領における入札
要領第7条に定める入札
- 8 契約書作成の要否
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

水道局

横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月25日

横浜市水道事業管理者
水道局長 大久保 智 子

水道局規程第5号（令和4年3月25日揭示済）

横浜市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程

（横浜市水道局事務分掌規程の一部改正）

第1条 横浜市水道局事務分掌規程（昭和27年10月水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項の表中「公民連携推進課」を「広報課」に改める。

第2条総務部の項総務課の部中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とする。

第2条経営部の項経営企画課の部中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条事業推進部の項公民連携推進課の部を次のように改める。

広報課

- (1) 水道事業の広報に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 歴史的資料等の管理及び横浜水道史の編さんに関すること。
- (3) 公民連携の推進に係る事業の企画、運営及び総合調整に関すること。
- (4) 水のペットボトル詰に関すること。
- (5) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援に関すること。

第2条浄水部の項浄水課の部中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第3条第1項及び第3項中「及び水道記念館」を削る。

第5条第2項中「、水道記念館に館長」を削り、同条第6項を削る。

（横浜市水道局水道技術管理者の職務に関する規程の一部改正）

第2条 横浜市水道局水道技術管理者の職務に関する規程（昭和46年5月水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「公民連携推進課」を「広報課」に改める。

（横浜市水道局係設置規程の一部改正）

第3条 横浜市水道局係設置規程（昭和36年9月水道局規程第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「総務課 庶務係 文書係 危機管理係」
を

「総務課 庶務係 文書係」

に、

「人材開発課 研修係 技術研修係 技能継承係」

を

「人材開発課 人材育成係 技術研修係 技能継承係」に改める。

。

第3条 総務部の項総務課庶務係の部第9号を次のように改める。

。

(9) 危機管理対策に係る計画（計画課の主管に属するものを除く。）及び実施の総合調整に関すること。

第3条 総務部の項総務課庶務係の部第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号中「報道機関」を「事件事故等の発表のうち、特に重要な発表に係る報道機関」に改め、同号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第3条 総務部の項総務課危機管理係の部を削り、同項人材開発課の部中「研修係」を「人材育成係」に改める。

第3条 浄水部の項浄水課事業管理係の部第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項小雀浄水場運営係の部第2号を削り、第3号を第2号とする。

（横浜市水道局水道線路管理事務所規程の一部改正）

第4条 横浜市水道局水道線路管理事務所規程（昭和30年1月水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中寒川取水事務所の項を削る。

第3条 第1号中「（青山水源事務所）」を削り、同条第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条 第1項中「又は小雀浄水場長」を削る。

（横浜市水道局行政文書管理規程の一部改正）

第5条 横浜市水道局行政文書管理規程（平成12年3月水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条 第2項中「行政改革推進部行政マネジメント課長」を「行政イノベーション推進室行政イノベーション推進部行政マネジメント課長」に改める。

（横浜市水道局公印規程の一部改正）

第6条 横浜市水道局公印規程（昭和36年9月水道局規程第24号）

の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中「、水道記念館長印」を削る。

(横浜市水道局企業職員就業規程の一部改正)

第7条 横浜市水道局企業職員就業規程(昭和37年4月水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。

第16条の3第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

(横浜市水道局会計規程の一部改正)

第8条 横浜市水道局会計規程(昭和36年4月水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

第7条の表中「事業推進部公民連携推進課長」を「事業推進部広報課長」に改める。

第10条の2、第115条第5項、第128条第3項及び第145条第6項中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改める。

第65条に次の1項を加える。

3 第1項第2号に規定する債権者の押印については、管理者の認める場合は、省略することができる。

第71条に次の1項を加える。

3 前各項の規定にかかわらず、債権者の領収印については、管理者が認める場合は、その押印を省略することができる。

第73条第3項中「、浄水部水道記念館にあっては、浄水部水道記念館長」を削る。

(横浜市水道局定期支出金支出事務の特例に関する規程の一部改正)

第9条 横浜市水道局定期支出金支出事務の特例に関する規程(平成23年7月水道局規程第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改め、同条第2項中「申込書の写し」の次に「又は申込書が電磁的記録で提出された場合には、その電磁的記録」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(提出書類への押印の省略)

第5条の2 第3条で規定する定期支出登録申込書及び前条で規定する定期支出変更等依頼書における申込者又は届出者の押印については、水道事業管理者の認めるものは、省略することができる。

(横浜市水道局公共工事の前払金に関する規程の一部改正)

第10条 横浜市水道局公共工事の前払金に関する規程(平成4年3月水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 第1項で規定する公共工事前払金請求書における請負人の押印については、管理者の認めるものは、省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(横浜市水道局水道記念館規程の廃止)
- 2 横浜市水道局水道記念館規程（昭和62年6月水道局規程第7号）は、廃止する。

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月28日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原 史 樹

医療局病院経営本部規程第7号（令和4年3月28日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成19年3月病院経営局規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「昇任段階」を「職務の級」に改める。

第2条第7号中「級別資格基準表に定める」を削る。

第3条中「までのそれぞれ」を削る。

第3条第3号ア中「栄養士」の次に「、心理療法士」を加える。

第5条に次の1項を加える。

- 2 職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者になった者で、当該者から人事交流等により引き続き職員となったものの職務の級は、当該各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を基礎として、引き続き職員であったものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

(1) 給料表の適用を受けない横浜市職員

(2) 国家公務員

(3) 他の地方公務員

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して3年を経過しない者

(5) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者

(6) 病院事業管理者が前各号に掲げる者に準ずると認める者

第6条第2項を削る。

第7条第2項中「別に定めるところによる」を「任用規則第25条第2項の規定を準用する」に改める。

第8条中「初任給基準表の適用については」の次に「、第6条の規定にかかわらず」を加える。

第9条第1項中「初任格付級」を「その者の有する学歴免許等の資格に対応する初任給基準表の職務の級欄に定める職務の級（以下

「初任格付級」という。)に、「初任給基準表に定める学歴免許等」を「その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格」に改め、「号給は」の次に「、第6条の規定にかかわらず」を加え、「第6条第1項」を「同条」に、「号給。」を「号給」に改める。

第10条中「号給は」の次に「、第6条の規定にかかわらず」を加え、「その者が前条の規定の適用を受ける者であるとした場合に同条の規定を適用して」を「前2条及び第11条の2の例により算定して」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

第11条の2 第6条から第9条までの規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験等欄の区分より号給欄の号給が下位である試験等欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

第12条中「次の各号」を「第5条第2項各号」に、「又は第10条」を「、第10条若しくは前条」に改め、同条各号を削る。

第13条中「又は第10条」を「、第10条又は第11条の2」に改める。

第14条中「第6条から第11条まで」を「第6条から第11条の2まで」に改める。

第14条の2中「第5条から第11条まで」を「第5条から第11条の2まで」に改める。

第24条第6項中「第3項又は第4項」を「第4項又は第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、人事交流等の事情により、当該職員については同項に規定する勤務成績の証明の全部又は一部がない場合には、人事委員会が別に定めるところにより、同項各号に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。

別表第1(4)中職務の級3級の職務中「薬剤師」の次に「、視能訓練士」を加える。

別表第2(1)備考第1項を備考とする。

別表第2(2)及び(3)中備考第2項を削り、備考第1項を備考とする。

別表第2(4)中備考第2項及び第4項を削り、備考第3項を第2項とする。

別表第2(4)を次のように改める。

「

職種	学歴免許等	職務の級	号給
薬剤師	大学6卒	1	21
	大学卒	1	13
診療放射線技師	大学卒	1	17
	短大3卒	1	13
栄養士	大学卒	1	13
	短大卒	1	5
臨床検査技師	大学卒	1	13
	短大3卒	1	9
臨床工学技士	大学卒	1	13
	短大3卒	1	9
理学療法士 作業療法士	大学卒	1	13
	短大3卒	1	9
言語聴覚士	大学卒	1	13
	短大3卒	1	9
視能訓練士	大学卒	1	13
	短大3卒	1	9
保健師 助産師 看護師	大学卒	1	21
	短大3卒	1	17
	短大2卒	1	13
	准看護師養成所卒	1	5
歯科衛生士 歯科技工士等	大学卒	1	13
	短大卒	1	5

」

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月28日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 平原 史 樹

医療局病院経営本部規程第8号（令和4年3月28日揭示済み）
横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部事務分掌規程（平成17年3月病院経営局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、

「がんセンター
消化器病センター」を

「がんセンター
緩和ケアセンター
消化器病センター」に改め、

「心臓血管センター
外来化学療法室」を

「心臓血管センター
予防医療センター
外来化学療法室」に改める。

第6条患者総合サポートセンターの項第7号を削る。

第6条管理部の項総務課の部第16号中「医薬品・診療材料・医療機器の調達、新病院整備の変更契約、請負工事契約」を「医薬品・診療材料・医療機器の調達、請負工事契約」に改める。

第6条消化器病センターの項の前に次のように加える。

緩和ケアセンター

- (1) 緩和ケアセンターにおける患者の診療に関すること。
- (2) 緩和ケアセンターの運営に関すること。

第6条外来化学療法室の項の前に次のように加える。

予防医療センター

- (1) 予防医療センターにおける患者の診療に関すること。
- (2) 予防医療センターの運営に関すること。

第9条第2項中、「室に室長及び副室長、救命救急センター」を「医療安全管理室に室長、医療機器安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者及び副室長、経営戦略室に室長、救命救急センター」に改め、「母子医療センター及び心臓血管センター」を「母子医療センター、心臓血管センター及び予防医療センター」に改め、「がんセンター、消化器病センター」を「がんセンター、緩和ケアセンター、消化器病センター」に改め、「診療

科に科長、画像診断部」を「診療科に科長、臨床工学部に技士長、画像診断部」に改め、「薬剤部に部長、副薬剤部長」を「薬剤部に副薬剤部長」に改める。

同条第3項中、「室に室長及び副室長、脳卒中・神経疾患部門に部門長」を「室に室長及び副室長、医療安全管理室に医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者及び医薬品安全管理責任者、脳卒中・神経疾患部門長」に改める。

同条第6項中、「副室長、技師長」を「副室長、技士長、技師長」に改め、「事務職員、技術職員又は医務職員」を「任命権者を病院事業管理者とする地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に定める一般職」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

市民病院医療安全管理室長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院医療機器安全管理責任者	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院医薬品安全管理責任者	市民病院薬剤部長
市民病院医療放射線安全管理責任者	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院患者総合サポートセンター長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院患者総合サポートセンター担当部長	市民病院部長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院感染管理室長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院経営戦略室長	市民病院部長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院医療情報部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院医療情報担当部長	市民病院部長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院がんセンター長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院がんセンター担当部長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院緩和ケアセンター長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院消化器病センタ	市民病院診療科長のうち病院事業管

一長	理者が指定する者
市民病院炎症性腸疾患センター長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院炎症性腸疾患センター担当部長	市民病院臨床研究部長
市民病院母子医療センター長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院婦人科内視鏡手術センター長	市民病院診療科医長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院心臓血管センター長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院予防医療センター長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院外来化学療法室長	市民病院診療科医長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院臨床研究部担当部長	市民病院部長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院リハビリテーション部長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院臨床工学部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院栄養部長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院手術部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院画像診断部長	市民病院診療科長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院検査・輸血部担当部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院看護部長	市民病院副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター医療安全管理室長	脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター医療機器安全管理責任者	脳卒中・神経脊椎センター副病院長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター医療放射線安全管理責任者	脳卒中・神経脊椎センター画像診断部長
脳卒中・神経脊椎センター	脳卒中・神経脊椎センター副病院長

一 地域連携総合相談室長	のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一 脳卒中・神経疾患部門長	脳卒中・神経脊椎センター副院長 のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一 リハビリテーション部長	脳卒中・神経脊椎センター副院長 のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一 画像診断部長	脳卒中・神経脊椎センター部長のうち 病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一 検査部長	脳卒中・神経脊椎センター副院長 のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一 薬剤部長	脳卒中・神経脊椎センター副院長 のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一 栄養部長	脳卒中・神経脊椎センター副院長 のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一 手術部長	脳卒中・神経脊椎センター部長のうち 病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一 看護部長	脳卒中・神経脊椎センター副院長 のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院患者総合サポート センター担当課長	市民病院課長のうち病院事業 管理者が指定する者
市民病院救命救急センター 一 副センター長	市民病院診療科長のうち病院事業 管理者が指定する者
市民病院母子医療センター 一 副センター長	市民病院診療科長のうち病院事業 管理者が指定する者
市民病院心臓血管センター 一 副センター長	市民病院診療科長のうち病院事業 管理者が指定する者
市民病院予防医療センター 一 副センター長	市民病院診療科医長のうち病院事業 管理者が指定する者
市民病院臨床研究部担当 課長	市民病院課長のうち病院事業 管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター 一 医療安全管理室担当課 長	脳卒中・神経脊椎センター副薬剤部 長
脳卒中・神経脊椎センター 一 医薬品安全管理責任者	脳卒中・神経脊椎センター副薬剤部 長
脳卒中・神経脊椎センター 一 地域連携総合相談室副 室長	脳卒中・神経脊椎センター課長のうち 病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター	脳卒中・神経脊椎センター課長のうち

一 臨床研究部担当課長	ち病院事業管理者が指定する者
市民病院医療安全管理室担当係長	市民病院係長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院感染管理室担当係長	市民病院係長及び看護部師長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院管理部総務課担当係長（中材担当）	市民病院看護部師長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院臨床研究部担当係長	市民病院係長のうち病院事業管理者が指定する者
市民病院薬剤部担当係長	市民病院医療安全管理室担当係長及び感染管理室担当係長
市民病院看護部看護師長	市民病院患者総合サポートセンター担当係長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター医療安全管理室担当係長	脳卒中・神経脊椎センター係長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター地域連携総合相談室担当係長（相談担当）	脳卒中・神経脊椎センター看護部師長のうち病院事業管理者が指定する者
脳卒中・神経脊椎センター臨床研究部担当係長	脳卒中・神経脊椎センター担当係長のうち病院事業管理者が指定する者

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

教 育 委 員 会

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 8 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 4 年 3 月 25 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 鯉 淵 信 也

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 横 浜 商 業 高 等 学 校	講 師	李 剛	停 職 6 箇 月

横浜市教育委員会公告第9号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号により、次の者を令和4年3月25日懲戒処分に付した。

令和4年4月5日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立西本郷中学校	会計年度 任用職員	増 田 豊	戒告

横浜市教育委員会公告第10号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号により、次の者を令和4年3月25日懲戒処分に付した。

令和4年4月5日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立南台小学校	教諭	藏 谷 彰	免職

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 11 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び
第 2 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 4 年 3 月 25 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 4 年 4 月 5 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 鯉 淵 信 也

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
大 綱 中 学 校	校 長	生 出 宏	戒 告

市会

令和4年第1回市会定例会会議事項（第1日）

- 1 開会日時 1月31日 午前10時00分
- 2 出席議員 83人
- 3 会議のてん末 次のとおり

会期の決定

1月31日から3月23日までの52日間と決定

- 4 散会時刻 午前10時01分

令和4年第1回市会定例会会議事項（第2日）

- 1 開議日時 2月9日 午前10時00分
- 2 出席議員 84人
- 3 会議のてん末 次のとおり

- 市報第26号 市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告
- 市報第27号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告
- 市報第28号 変更契約の締結についての専決処分報告
- 市報第29号 訴えの提起の専決処分報告
- 市報第30号 横浜市個人情報保護に関する条例の一部改正についての専決処分報告

以上5件報告

- 市第123号議案 横浜市金沢区における区民文化センター基本構想検討委員会条例の制定
- 市第124号議案 横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正
- 市第125号議案 横浜市区民文化センター条例の一部改正
- 市第126号議案 横浜市保育所条例の一部改正
- 市第127号議案 横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正
- 市第128号議案 横浜市港湾施設条例の一部改正
- 市第129号議案 横浜市立学校条例の一部改正
- 市第130号議案 横浜市福祉授産所条例の廃止
- 市第131号議案 中区南本牧3番の16等地先公有水面埋立地の確認
- 市第132号議案 中区における町区域の変更
- 市第133号議案 大口第741号線等市道路線の認定及び廃止
- 市第134号議案 保土ヶ谷地域ケアプラザ（仮称）用建物の取得
- 市第135号議案 中区本牧ふ頭所在市有土地の処分
- 市第136号議案 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可
- 市第137号議案 横浜文化体育館再整備事業契約の変更
- 市第138号議案 令和3年度横浜市一般会計補正予算（第9号）

市第 139 号議案	令和3年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算（第1号）
市第 140 号議案	令和3年度横浜市介護保険事業費会計補正予算（第1号）
市第 141 号議案	令和3年度横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算（第1号）
市第 142 号議案	令和3年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算（第1号）
市第 143 号議案	令和3年度横浜市中央卸売市場費会計補正予算（第1号）
市第 144 号議案	令和3年度横浜市中央と畜場費会計補正予算（第1号）
市第 145 号議案	令和3年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算（第1号）
市第 146 号議案	令和3年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算（第1号）
市第 147 号議案	令和3年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算（第1号）
市第 148 号議案	令和3年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）
市第 149 号議案	令和3年度横浜市公共事業用地費会計補正予算（第1号）
市第 150 号議案	令和3年度横浜市市債金会計補正予算（第1号）
市第 151 号議案	令和3年度横浜市下水道事業会計補正予算（第1号）
市第 152 号議案	令和3年度横浜市埋立事業会計補正予算（第1号）
交第 3 号議案	令和3年度横浜市自動車事業会計補正予算（第1号）
交第 4 号議案	令和3年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算（第1号）
以上32件関係常任委員会に付託	
市第 100 号議案	令和4年度横浜市一般会計予算
市第 101 号議案	令和4年度横浜市国民健康保険事業費会計予算
市第 102 号議案	令和4年度横浜市介護保険事業費会計予算
市第 103 号議案	令和4年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算

市第104号議案	令和4年度横浜市港湾整備事業費会計予算
市第105号議案	令和4年度横浜市中央卸売市場費会計予算
市第106号議案	令和4年度横浜市中央と畜場費会計予算
市第107号議案	令和4年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計 予算
市第108号議案	令和4年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計 予算
市第109号議案	令和4年度横浜市公害被害者救済事業費会計 予算
市第110号議案	令和4年度横浜市市街地開発事業費会計予算
市第111号議案	令和4年度横浜市自動車駐車場事業費会計予 算
市第112号議案	令和4年度横浜市新墓園事業費会計予算
市第113号議案	令和4年度横浜市風力発電事業費会計予算
市第114号議案	令和4年度横浜市みどり保全創造事業費会計 予算
市第115号議案	令和4年度横浜市公共事業用地費会計予算
市第116号議案	令和4年度横浜市市債金会計予算
市第117号議案	令和4年度横浜市下水道事業会計予算
市第118号議案	令和4年度横浜市埋立事業会計予算
水第3号議案	令和4年度横浜市水道事業会計予算
水第4号議案	令和4年度横浜市工業用水道事業会計予算
交第1号議案	令和4年度横浜市自動車事業会計予算
交第2号議案	令和4年度横浜市高速鉄道事業会計予算
病第3号議案	令和4年度横浜市病院事業会計予算
市第119号議案	横浜市事務分掌条例の一部改正
市第120号議案	横浜市職員定数条例の一部改正
市第121号議案	横浜市国民健康保険条例の一部改正
市第122号議案	包括外部監査契約の締結

以上28件審議中

4 散会時刻 午後3時02分

令和4年第1回市会定例会会議事項（第3日）

- 1 開議日時 2月18日 午前10時00分
 - 2 出席議員 83人
 - 3 会議のてん末 次のとおり
-
- | | |
|----------|----------------------------------|
| 市第126号議案 | 横浜市保育所条例の一部改正 |
| 市第136号議案 | 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可 |
| 市第142号議案 | 令和3年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算（第1号） |
| 市第138号議案 | 令和3年度横浜市一般会計補正予算（第9号） |
| 市第147号議案 | 令和3年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算（第1号） |
| 市第148号議案 | 令和3年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算（第1号） |
| 市第123号議案 | 横浜市金沢区における区民文化センター基本構想検討委員会条例の制定 |
| 市第124号議案 | 横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正 |
| 市第125号議案 | 横浜市区民文化センター条例の一部改正 |
| 市第127号議案 | 横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正 |
| 市第128号議案 | 横浜市港湾施設条例の一部改正 |
| 市第129号議案 | 横浜市立学校条例の一部改正 |
| 市第130号議案 | 横浜市福祉授産所条例の廃止 |
| 市第131号議案 | 中区南本牧3番の16等地先公有水面埋立地の確認 |
| 市第132号議案 | 中区における町区域の変更 |
| 市第133号議案 | 大口第741号線等市道路線の認定及び廃止 |
| 市第134号議案 | 保土ヶ谷地域ケアプラザ（仮称）用建物の取得 |
| 市第135号議案 | 中区本牧ふ頭所在市有土地の処分 |
| 市第137号議案 | 横浜文化体育館再整備事業契約の変更 |
| 市第139号議案 | 令和3年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算（第1号） |
| 市第140号議案 | 令和3年度横浜市介護保険事業費会計補正予算（第1号） |
| 市第141号議案 | 令和3年度横浜市後期高齢者医療事業費会計 |

- 補正予算（第1号）
- 市第143号議案 令和3年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第1号）
- 市第144号議案 令和3年度横浜市中心と畜場費会計補正予算（第1号）
- 市第145号議案 令和3年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算（第1号）
- 市第146号議案 令和3年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算（第1号）
- 市第149号議案 令和3年度横浜市公共事業用地費会計補正予算（第1号）
- 市第150号議案 令和3年度横浜市市債金会計補正予算（第1号）
- 市第151号議案 令和3年度横浜市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 市第152号議案 令和3年度横浜市埋立事業会計補正予算（第1号）
- 交第3号議案 令和3年度横浜市自動車事業会計補正予算（第1号）
- 交第4号議案 令和3年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算（第1号）

以上32件（付託分）委員会報告どおり原案可決

- 議第12号議案 横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例の一部改正

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

- 議第13号議案 横浜市会会議規則の一部改正
- 議第14号議案 横浜市会委員会条例の一部改正

以上2件委員会付託を省略、即決にて原案可決

- 議第15号議案 「特別自治市」の早期実現に関する決議

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

- 市第100号議案から 令和4年度横浜市各会計予算及び予算関係議案
- 市第122号議案まで

以上28件審議中

4 散会時刻 午後5時19分

令和4年第1回市会定例会会議事項（第4日）

- 1 開議日時 2月22日 午前10時00分
- 2 出席議員 83人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市第100号議案から 令和4年度横浜市各会計予算及び予算関
 市第122号議案まで 係議案
 以上28件43人から成る予算第一特別委員会及び42人から成る
 予算第二特別委員会を設置し、付託

予算第一及び予算第二特別委員会委員の選任
 以上議長指名により選任（氏名 別紙1）

予算第一及び予算第二特別委員会委員長並びに同副委員長各2人
 の選挙

以上議長指名により選挙
 当選人 次のとおり

予算第一特別委員会				
委員長	遊	佐	大	輔 君
副委員長	高	橋	の	りみ 君
同	大	岩	真	善和 君
予算第二特別委員会				
委員長	有	村	俊	彦 君
副委員長	横	山	勇	太朗 君
同	行	田	朝	仁 君

- 4 散会時刻 午後7時03分

予 算 第 一 ・ 予 算 第 二 特 別 委 員 会 委 員

	第 一 特 別 委 員 会 委 員		第 二 特 別 委 員 会 委 員	
自 民	青 木 亮 祐 東 みちよ 大 桑 正 貴 興 石 且 子 佐 藤 茂 佐 藤 祐 文 酒 井 誠 清 水 富 雄 渋谷 健	瀬之間 康 浩 田野井 一 雄 高 橋 のりみ 長谷川 琢 磨 松 本 研 山 田 一 誠 山 本 たかし 遊 佐 大 輔	伊 波 俊之助 磯 部 圭 太 梶 村 充 鴨志田 啓 介 川 口 広 草 間 剛 黒 川 勝 小 松 範 昭 斉 藤 達 也	鈴 木 太 郎 関 勝 則 福 地 茂 伏 見 幸 枝 藤 代 哲 夫 山 下 正 人 横 山 正 人 横 山 勇 太 朗 渡 邊 忠 則
立 憲	大 岩 真善和 大 野 トモイ 荻 原 隆 宏 田 中 ゆ き 中 山 大 輔	花 上 喜代志 ふじい 芳 明 望 月 高 徳 谷田部 孝 一	有 村 俊 彦 大 山 しょうじ 梶 尾 明 今 野 典 人 佐久間 衛	長谷川 えつこ 藤 崎 浩太郎 麓 理 恵 森 ひろたか 山 浦 英 太
公 明	尾 崎 太 久 保 和 弘 源 波 正 保 斉 藤 伸 一	斎 藤 真 二 竹 内 康 洋 仁 田 昌 寿 福 島 直 子	安 西 英 俊 加 藤 広 人 木 内 秀 一 行 田 朝 仁	高 橋 正 治 竹野内 猛 中 島 光 徳 望 月 康 弘
共 産	荒 木 由美子 岩 崎 ひろし 河 治 民 夫	白 井 正 子 み わ 智恵美	宇佐美 さやか 大 貫 憲 夫 北 谷 ま り	古 谷 靖 彦
民 主	こがゆ 康 弘	二 井 くみよ	坂 本 勝 司	
井 上	井 上 さくら			
豊 田			豊 田 有 希	
神 奈	平 田 いくよ			

令和4年第1回市会定例会会議事項（第5日）

- 1 開議日時 3月23日 午後2時01分
 - 2 出席議員 84人
 - 3 会議のてん末 次のとおり
-
- 市第100号議案 令和4年度横浜市一般会計予算
 - 市第101号議案 令和4年度横浜市国民健康保険事業費会計予算
 - 市第104号議案 令和4年度横浜市港湾整備事業費会計予算
 - 市第110号議案 令和4年度横浜市市街地開発事業費会計予算
 - 市第114号議案 令和4年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算
 - 市第118号議案 令和4年度横浜市埋立事業会計予算
 - 市第120号議案 横浜市職員定数条例の一部改正
 - 市第119号議案 横浜市事務分掌条例の一部改正
 - 市第102号議案 令和4年度横浜市介護保険事業費会計予算
 - 市第103号議案 令和4年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算
 - 市第111号議案 令和4年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算
 - 市第115号議案 令和4年度横浜市公共事業用地費会計予算
 - 市第105号議案 令和4年度横浜市中央卸売市場費会計予算
 - 市第106号議案 令和4年度横浜市中央と畜場費会計予算
 - 市第107号議案 令和4年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算
 - 市第108号議案 令和4年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算
 - 市第109号議案 令和4年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算
 - 市第112号議案 令和4年度横浜市新墓園事業費会計予算
 - 市第113号議案 令和4年度横浜市風力発電事業費会計予算
 - 市第116号議案 令和4年度横浜市市債金会計予算
 - 市第117号議案 令和4年度横浜市下水道事業会計予算
 - 水第3号議案 令和4年度横浜市水道事業会計予算
 - 水第4号議案 令和4年度横浜市工業用水道事業会計予算
 - 交第1号議案 令和4年度横浜市自動車事業会計予算
 - 交第2号議案 令和4年度横浜市高速鉄道事業会計予算
 - 病第3号議案 令和4年度横浜市病院事業会計予算

- 市第 121 号議案 横浜市国民健康保険条例の一部改正
市第 122 号議案 包括外部監査契約の締結
以上 28 件（付託分）委員会報告どおり原案可決
- 議第 16 号議案 横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に
関する条例の一部改正
以上委員会付託を省略、即決にて原案可決
- 議第 17 号議案 ロシアによるウクライナへの侵略を非難する
とともに、国際紛争における武力行使の根絶
を求める決議
以上委員会付託を省略、即決にて原案可決
- 市第 153 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に
関する条例等の一部を改正する条例の一部改
正
市第 154 号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員
、設備、運営等の基準に関する条例等の一部
を改正する条例の一部改正
以上 2 件関係常任委員会に付託
- 市第 153 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に
関する条例等の一部を改正する条例の一部改
正
市第 154 号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員
、設備、運営等の基準に関する条例等の一部
を改正する条例の一部改正
以上 2 件（付託分）委員会報告どおり原案可決
- 市第 155 号議案 横浜市副市長の選任
以上委員会付託を省略、即決にて同意
- 諮問市第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦
以上委員会付託を省略、即決にて異議のない旨答申
- 閉会中継続審査
委員会所管事務 23 件は、いずれも閉会中継続審査とした。

4 閉会時刻 午後 4 時 47 分